

大分市スポーツ少年団振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市を代表してスポーツ大会に参加する者に対して交付する大分市スポーツ少年団振興補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助金の交付の対象となる大会（以下「補助対象大会」という。）は、県大会、九州大会等の予選会を経て出場する大会又は競技団体等から推薦を受けて出場する大会であって、次のいずれかに該当するもの（市内で開催されるものを除く。）とする。

- (1) 九州規模以上の大会
- (2) その他市長が適当と認める大会

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象大会に参加する補助金の交付の対象となる者は、補助対象大会に参加する本市の登録を受けた大分市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）の団員及び次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) スポーツ少年団
- (2) スポーツ少年団の団員を含む団体
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当であると認める団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対

象大会に参加する者（大会の要項等に基づく登録選手（監督、コーチ等の指導者を含む。）であって、市内に居住するスポーツ少年団の団員及び指導者に限る。）その他市長が適当と認める者（以下「参加者」という。）が大会への参加（以下「遠征」という。）に要する旅費とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体、大会の主催者等から遠征に係る旅費として金銭の支給を受ける場合は、遠征に要する旅費の合計額から当該金銭に相当する額を減じて得た額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、別表に掲げる大会の開催地域の欄の区分に応じ、同表1人当たりの限度額の欄の区分に定める額を上限とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市スポーツ少年団振興補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 遠征計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 大会要項
- (4) 大会参加者名簿
- (5) 予選会の結果を記載した書類等
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の参加者について一の年度につき1回まで補助の対象として行うことができるものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、大分市スポーツ少年団振興補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(変更の申請等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、大分市スポーツ少年団振興補助金遠征計画変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、参加者の人数の減少に係る変更及び遠征の出発後の変更についてはこの限りでない。

- (1) 遠征に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 遠征に係る計画の内容を変更しようとするとき。
- (3) 遠征を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、その変更を承認し、大分市スポーツ少年団振興補助金遠征計画変更承認通知書（様式第3号の2）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、遠征が終了したときは、速やかに大分市スポーツ少年団振興補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等の写し

(3) 大会の結果を記載した書類等

(4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大分市スポーツ少年団振興補助金額確定通知書（様式第5号）により、当該報告を行った補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消した部分について、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市スポーツ少年団振興補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大分市スポーツ少年団振興補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る大分市スポーツ少年団振興補助金について適用し、同日前の申請に係る大分市スポーツ少年団振興補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前の大分市スポーツ少年団振興補助金交付要綱に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大分市スポーツ少年団振興補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前の大分市スポーツ少年団振興補助金交付要綱に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

大会の開催地域	1人当たりの限度額	
	小学生	中学生以上
九州・中国	5, 000円	7, 000円
四国・近畿・北陸	7, 000円	9, 000円
沖縄・中部・関東	14, 000円	16, 000円
東北・北海道	19, 000円	21, 000円